

令和3年9月10日

保護者様

沼津市教育委員会

### 新型コロナワクチン接種に係る対応について

日頃より、本市における教育活動に御協力を賜り、心より感謝申し上げます。  
現在、沼津市において、12才以上の児童生徒についてワクチン接種が始まっております。

そこで、沼津市では、医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いについて、今後は、原則、下記のとおりとします。

御確認をお願いします。

#### 記

#### 1 児童生徒がワクチン接種を受けたときの対応について

- (1) 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合  
出席停止の扱いとなります。(欠席となりません。)
- (2) 接種後、児童生徒に発熱等の体調不良の症状により欠席する場合  
出席停止の扱いとなります。(欠席となりません。)

#### 2 同居の家族が、ワクチンを接種後に発熱等の風邪の症状があった場合の対応について

現在、感染拡大防止のため、同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合には、お子様の自宅待機をお願いしているところですが、同居家族がワクチン接種後に、発熱等の風邪の症状が見られる場合についても、同様の対応をしていただきますようお願いいたします。(発熱等がワクチン接種後の副反応による等と医師により診断された場合を除きます。ただし、発熱等を呈した同居家族の医療機関への受診を要請するものではありません。)

この場合の出欠の取扱いについては出席停止の扱いとなります。(欠席となりません。)

引き続き、子供たちや御家族の安全・安心を確保するための措置として、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。